

実践ゼミ

令和7年 国税庁インボイスQ&Aの最新情報

税理士 飯田 聡一郎

公益財団法人日本税務研究センター



1. 国税庁 「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」令和7年4月改訂版の概要

236 ページ 問 130 まで (令和6年4月改訂は、228 ページ 問 130 まで)

改訂されたQ & A 8 件 (令和6年4月改訂は、25 件)

追加されたQ & A 10 件 (令和6年4月改訂は、22 件)

2. 改訂されたQ & Aのタイトルと改訂内容

問2 登録の手続

…… e Tax ソフトの変更のみ。

問11 新たに設立された法人等の登録時期の特例

…… 課税期間の末日まで申請書の提出が可能ですが、注意書きとして、下記を追加。

事業を開始した日の属する課税期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他一般の休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に当たる場合であっても、その日（事業を開始した日の属する課税期間の末日）までに課税選択届出書や登録申請書の提出がなければ新たに設立された法人等の登録時期の特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

問40 資産の譲渡等の時期の特例と適格請求書の交付義務

…… 新リース会計基準を受け、令和7年度税制改正で延払基準が廃止されたことへの対応。

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、令和7年度の税制改正により廃止されました（令和7年4月1日以後に開始する年又は事業年度に含まれる各課税期間から適用されています。）が、同日前にリース譲渡を行ったことがある事業者については、経過措置により、同日以後に開始する年又は事業年度に含まれる各課税期間（個人事業者は令和12年12月31日以前に開始する課税期間、法人は令和12年3月31日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限ります。）においては、引き続き、当該特例の適用を受けることができることとされています。

問42 公共交通機関特例の対象

…… 海上運送法の改正へ対応。

問 4 3 公共交通機関特例の 3 万円未満の判定単位（実質変更なし）

問 1 0 1 物品切手等により課税仕入れを行った場合における課税仕入れに係る支払対価の額

…… 物品切手等に記載された金額とは、売り手である事業者が課税売上として認識すべき金額との注意書きを追加。

問 1 0 6 古物商等の古物の買取り等（実質変更なし、令和 6 年改正の記載の変更）

問 1 1 3 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置（実質変更なし、令和 6 年改正の記載の変更）

3. 追加された Q & A と Q の内容

問 1 4 - 2 地方公営企業法適用の特別会計に移行する際の適格請求書発行事業者の登録

上下水道の特別会計を有する地方公共団体ですが、この度、地方公営企業法適用の特別会計に移行することとなりました。移行前の特別会計で適格請求書発行事業者の登録申請を行い登録番号の付番を受けていましたが、移行に当たっては当該登録番号も移行されるのでしょうか。

問 1 7 - 2 適格請求書発行事業者における課税事業者届出書の提出

当社は、適格請求書発行事業者です。この度、基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えることとなりましたが、「消費税課税事業者届出書」の提出は必要でしょうか。

問 4 9 - 3 予約サイトで事前決済した宿泊予約者に対する適格簡易請求書の交付

当社は、ホテルを運営しています。予約サイトを通じて受けた予約について、予約サイト経由で決済が行われた場合、フロントでは現金の授受等が行われないことから、領収書の交付を行っていませんが、どのように適格簡易請求書を交付すればいいのでしょうか。

問 5 0 - 2 任意組合の組合員のうち事業の損益の配賦を受けない者の取扱い

私は、任意組合の業務執行組合員であり、当任意組合には世界中に組合員が存在しています。これらの組合員の中には日本で活動を行っておらず、かつ、日本における事業の損益の配賦を直接又は間接にも受けていない組合員が含まれています。そうした者についても適格請求書発行事業者としての登録を受け、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出しなければ、当任意組合は任意組合の事業としての適格請求書の交付を行うことはできないのでしょうか。

★問 7 2 - 2 適格請求書の記載事項のインターネットでの公表

★問77-3 複数年をまたぐ取引に係る適格請求書の交付

★問93-2 任意組合の構成員が帳簿へ記載すべき課税仕入れの相手方の氏名又は名称

★問98-2 現金主義を適用する事業者における仕入税額控除のタイミング

問101-2 物品切手等を割引・割増価格により購入した場合の仕入控除税額の算出

当社は、福利厚生としてイベントのチケット（物品切手等）を購入し、従業員に配付しています。仕入税額控除の適用を受けるため、実際に従業員がイベントを観覧した時（引換給付の際）に交付を受けた適格請求書等を受領し、当社においてそれを保存しているところ、その適格請求書等に記載された金額と、物品切手等を購入した金額に差額が生じることがありますが、この場合、どのように仕入控除税額を算出することになるのでしょうか。

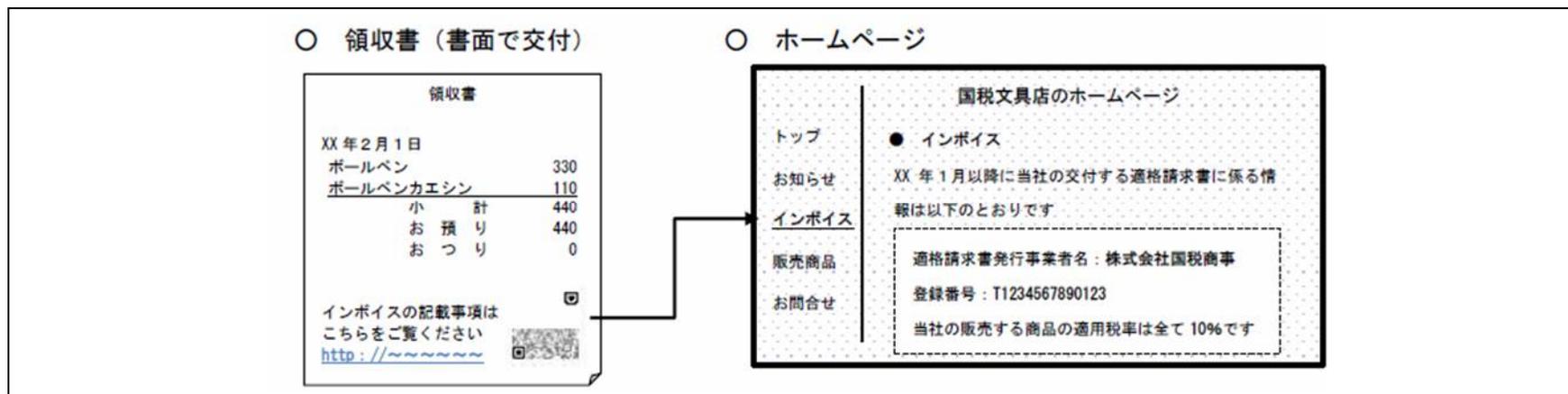
問106-2 フリマアプリ等により商品を仕入れた場合の仕入税額控除

私は古物営業法上の許可を受けて古物営業を営んでいる個人事業者です。フリーマーケットアプリやインターネットオークションを通じて商品を仕入れることもあります。その際、取引の相手方が匿名の場合があります。この場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、どうしたらよいのでしょうか。

また、固定資産など自ら使用する物品として仕入れるような場合や、古物商以外の者が仕入れるような場合に、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除することができる経過措置の適用はできるのでしょうか。

4. 問72-2 適格請求書の記載事項のインターネットでの公表

当社では、交付する領収書において、当社のホームページのURLを案内しておき、当該URLに適格請求書の記載事項の一部である適格請求書発行事業者の名称及び登録番号、適用税率を表示した上で、当該領収書を受領した事業者においていつでも確認可能な状態にあります。このような方法により、適格請求書の記載事項を満たすことは可能ですか。



適格請求書は、一書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互（書類と電磁的記録）の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引を正確に認識できる方法で交付されていれば、複数の書類や、書類と電磁的記録の全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります（詳細は問72《書面と電磁的記録による適格請求書の交付》をご参照ください。）。

なお、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供は、インターネット上のサイトを通じた方法も可能とされていますが、基本的に、取引に応じて交付した領収書等とは関係なく、適格請求書の記載事項の一部を自社のホームページに掲載しておくだけでは、当該領収書等と電磁的記録の相互の関連が明確とはいえません。

ただし、ご質問のように、領収書等にインターネット上のページに係るURLを表示しておき、当該URLにアクセスすることで適格請求書の記載事項として不足する事項が補完されるのであれば、相互の関連が明確であるものとして、双方の記載を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととして差し支えありません。

また、当該領収書等を受け取った事業者においては、仕入税額控除の適用を受けるため、貴社のホームページの該当箇所を電磁的記録により（又は書面に整然とした形式及び明瞭な状態で出力し）保存する必要があります。この点、売手である貴社がホームページの該当箇所を、各税法に定められた保存期間が満了するまで随時確認可能な状態で提供しているなど一定の要件を満たす場合、買手においては必ずしも当該電磁的記録をダウンロードせずとも、その保存があるものとして差し支えありません（詳細は問102-2《適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法》をご参照ください。）。

5. 問77-3 複数年をまたぐ取引に係る適格請求書の交付

当社は、1年を超える期間にわたって毎月保守を行う役務を提供しています。このように課税期間をまたぐような長期間にわたる課税資産の譲渡等について、対価の前受け時にまとめて適格請求書を交付しても良いのでしょうか。

適格請求書発行事業者である売手は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務が課されています（消法57の4①）。

この適格請求書の記載事項である「課税資産の譲渡等を行った年月日」については、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて適格請求書を作成する場合には、当該一定の期間を記載することになります。

ただし、「課税期間の範囲内で」とあるとおり、一定の期間をまとめて適格請求書を交付するとしても、取引の期間が売手の課税期間をまたぐ場合には、適格請求書は課税期間ごとに区分し交付することが原則となります。

他方、課税期間をまたぐ期間に係る取引をまとめて一の適格請求書に記載することも妨げられるものではなく、また、課税資産の譲渡等を行う前に適格請求書を交付することも可能です。

そうした点と請求書交付実務の簡便性という観点から、例えば、毎月の保守契約のように一定期間継続して同一の課税資産の譲渡等を行うものについては、売手である事業者が適格請求書の交付対象となる期間、継続して適格請求書発行事業者である限りにおいて、課税期間の範囲を超える期間をまとめて適格請求書を交付することとして差し支えありません。

（参考）課税期間をまたぐ期間に係る適格請求書の交付については問125《課税期間をまたぐ適格請求書による売上税額の計算》を、対価を前受けした場合の適格請求書の交付時期については問39《対価を前受けした場合の適格請求書の交付時期》をご参照ください。

（注）1 課税期間とは、原則として、個人事業者であればその年の1月1日から12月31日までの期間、法人であれば事業年度とされ、その期間は最長1年となります。課税期間の範囲を超える期間をまとめて適格請求書を交付した場合において、当期の課税期間に係る消費税額等の記載が明確に区分されていない場合には、売上税額の積上げ計算を行うことはできない点にご留意ください。

2 課税期間の範囲を超える期間をまとめて適格請求書を交付した後に、交付した適格請求書の記載事項に変更が生じることとなった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があるため、また、当該期間の途中で適格請求書発行事業者でなくなった場合には、既に交付した適格請求書について、適格請求書発行事業者でなくなった期間部分を区分して区分記載請求書等として再交付するなどの対応が必要となる点にご留意ください。

【イメージ】 役務の提供に係る適格請求書を交付する場合の例（3月決算法人）



《課税期間ごとに区分して交付（原則）》

請求書		X0.12.1
●●	制御中	
ご請求額		1,320,000円
■■	役務提供の対価(10%)として	
①	X1.1.1~X1.3.31	150,000円 消費税 15,000円
②	X1.4.1~X2.3.31	600,000円 消費税 60,000円
③	X2.4.1~X2.12.31	450,000円 消費税 45,000円
		株▲▲ T1234...

上記のように、適格請求書を課税期間ごとに区分して交付する場合には、それらの区分ごとに「課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額」や「消費税額等」を記載することとなります。

そのため、「消費税額等」について、1円未満の端数が生じた場合には、それぞれ区分した金額で端数処理を行うこととなります。

《まとめて適格請求書を交付》

請求書		X0.12.1
●●	制御中	
■■	役務提供（2年間）の対価(10%)として	
X1.1.1~X2.12.31		1,200,000円 消費税 120,000円
		計 1,320,000円
		株▲▲ T1234...

上記のように、課税期間をまたぐ取引についてまとめて適格請求書を交付する場合には、売手は売上税額の積上げ計算を行うことはできません。

買手においては、自らのその課税期間に属する金額を、あん分するなどの方法により、仕入控除税額を算出することとなります。

6. 問93-2 任意組合の構成員が帳簿へ記載すべき課税仕入れの相手方の氏名又は名称

当社は、複数の取引先と任意組合を組成し事業を行っています。任意組合の課税仕入れについては、幹事会社が課税仕入れの相手先から受領した適格請求書の原本を保存し、当社を含めた構成員は幹事会社から精算書のみを受領しています。当社が仕入税額控除の適用を受けるに当たり、帳簿に「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」をどのように記載すればよいでしょうか。

仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の記載をした帳簿及び請求書等の保存が要件となりますが、任意組合の共同事業として課税仕入れを行った場合、幹事会社が仕入先（課税仕入れの相手方）から交付を受けた適格請求書を保存することで、構成員である事業者は当該幹事会社から受領した精算書の保存により仕入税額控除の適用を受けることができます（基通11-6-2）。

この場合、幹事会社は、精算書に記載されている仕入れ（経費）について、仕入税額控除が可能なものか（適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにする必要があるほか、構成員が帳簿に「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」を記載できるよう、幹事会社と構成員の間で、当該課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります（詳細は問93《任意組合の構成員が保存しなければならない請求書等》をご参照ください）。

この点、幹事会社において任意組合として行った課税仕入れ毎に相手方の氏名又は名称及び登録番号（適格請求書発行事業者以外の事業者であれば登録番号がないこと）が管理されており、構成員において必要に応じ確認できることを前提に、構成員は、帳簿へ記載すべき「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」について、幹事会社の名称及び幹事会社を経由して行った課税仕入れである旨の記載に代えることとして差し支えありません。その際、適格請求書発行事業者からの仕入れと適格請求書発行事業者以外の事業者からの仕入れがある場合、それぞれ区別して記載する必要があります。

【構成員における帳簿の記載例】

総勘定元帳（仕入れ）				(株)〇〇	
××年		摘要	借方	貸方	
月	日				
1	28	幹事会社●●経由での部材等仕入れ (適格請求書発行事業者分)	143,000		
1	28	幹事会社●●経由での部材等仕入れ (適格請求書発行事業者以外分)★	100,900		
∴	∴	∴	∴		

★は80%・50%控除経過措置適用分

7. 問98-2 現金主義を適用する事業者における仕入税額控除のタイミング

私は、現金主義を適用しており、課税仕入れを行った時期をその仕入れに係る費用の額を支出した日としています。ある取引につき、費用の支出を行ったものの適格請求書の受領が翌年になってしまいましたが、現金主義により、費用の支出を行った課税期間において仕入税額控除の適用を受けることはできますか。

小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例（以下「現金主義の特例」といいます。）の適用を受ける個人事業者においては、資産の譲渡等及び課税仕入れを行った時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができることとされています（消法18①）。

他方、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。したがって、現金主義の特例を適用する個人事業者であっても、原則として、当該課税仕入れに係る適格請求書等の保存がない場合には、当該課税仕入れにつき、仕入税額控除の適用を受けることはできません。

しかしながら、当該課税仕入れが適格請求書発行事業者から行われるものである場合には、当該支出した日の属する課税期間において適格請求書の交付を受けられなかったとしても、事後に交付される適格請求書を保存することを条件として、当該支出した日の属する課税期間において仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、当該現金主義の特例により仕入税額控除の適用を受けた金額が変動した場合の対応については、問96《見積額が記載された適格請求書の保存等》をご参照ください。

（注）この取扱いは、短期前払費用（詳細は問98《短期前払費用》をご参照ください。）など、課税仕入れが適格請求書の受領及び保存に先行する取引に係る仕入税額控除の適用についても基本的に同様となります。